

佐賀県特別栽培農産物認証要領別記 1～10

別記 1

生産農家等並びにとう精及び製茶を行う者の要件及び責務

1 生産農家等

(1) 要件

特別栽培農産物（農産物）の認証を受けようとする生産農家等（以下、「生産農家等」という）は、次に掲げる要件のすべてに適合していること。

- ① 佐賀県内に居住する農業者、若しくはそれらの農業者で組織され、使用する資材（肥料、農薬、土壌改良材等）や使用回数（量）等を統一した栽培基準を有する団体又は法人であること
ただし、県内の大学及び高等学校が、特別栽培農産物の生産・販売を教育課程に導入しようとする場合は、この限りでない
- ② 特別栽培農産物を生産し販売を行うために必要な技術や農業機械、施設等を有すること
- ③ 認証を受けようとする作物を栽培するほ場は、原則として、一農業者当たり面積（団体申請にあっては、申請面積の合計をその申請に含まれる生産者数で除した面積）が、穀類にあっては10アール以上、その他の作物にあっては5アール以上あり、かつ他のほ場と明瞭に区分されていること
また、隣接した他のほ場で散布される農薬及び施用される肥料等の影響を受けないための対策を講じること
- ④ 「環境保全型農業直接支援対策実施要綱」（平成23年4月1日付け22生産第10953号農林水産事務次官依命通知）で定める営農活動に取り組み、その支援の対象となる作物については、面積要件は適用しないものとする
- ⑤ 認証を受けようとする作物を栽培するほ場は、原則として佐賀県内に住所を有するものとする。ただし、下記の要件等を満たしている場合に限り、申請があった場合は県外のほ場でも認証を認めることができるものとする。
 - ・ 佐賀県に隣接する市町に住所を有するほ場であること
 - ・ 県内の認証を受けようとする農産物のほ場と同一品目の農産物が同一の栽培基準で生産されるほ場であること。
 - ・ 県内の認証を受けようとする農産物のほ場と一体的に収穫、集出荷等が行われる見込みがあること。
- ⑥ 遺伝子組換え技術により育成された品種の種子及び種苗を使用しないこと

(2) 責務

生産農家等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 栽培管理計画書の作成やそれに基づく栽培管理等について指導を行い、責任を負う生産管理責任者（その要件及び責務は別記2のとおりとする）を置くこと
なお、生産農家と生産管理責任者は同一でないことが望ましいが、やむを得ない場合は生産農家が生産管理責任者を兼ねることができる
- ② 栽培ほ場に次の事項を記載した看板（記載例は、図1のとおりとする）を設置すること
なお、圃場が隣接している場合、看板に栽培ほ場ごとの範囲を示した位置図を一括して表示するときは、ほ場ごとの設置を省略することができるものとする
 - ・ 佐賀県特別栽培農産物の生産ほ場であること
 - ・ 栽培面積
 - ・ 作物名及び作型（米・麦・大豆にあっては品種名も記入）
 - ・ 生産管理責任者の氏名
- ③ 栽培管理計画書に基づき、隣接地に対しても十分に配慮しながら、適切な栽培管理を行うとともに、販売に供する収穫量の確保に努めるものとする
- ④ 栽培管理記録簿（栽培管理計画書への実績記録でも可）、生産資材（農薬、肥料等）の購入・使用簿（参考様式参照）を作成し、現地確認等で提出を求められた場合は提出すること
- ⑤ 収穫前の適当な時期に、農林事務所長に現地確認及び審査を依頼し、現地確認審査チームによる現地確認及び審査を受けること
ただし、別記様式第6号による審査連絡は収穫のおおむね1ヶ月前までに行うものとする

- なお、生産農家等は、審査を受ける前に、生産管理責任者に栽培管理記録簿等の確認を受けることとし、また、自己点検結果を提出するものとする
- ⑥ 出荷に当たっては、認証マークの貼付等を適正に行うものとし、出荷（販売）実績を記録、保管すること
また、認証マークを印刷したシールや包装資材等の購入数及び使用量を記録、保管すること
なお、提出を求められた場合は提出すること
 - ⑦ 農産物の収穫が終了したときは、終了した日から30日以内に、別紙様式第8号により実績報告書を農林事務所長を経由して知事に提出すること
その際は、生産管理責任者の確認を受けること
なお、実績報告書の提出がない場合、次回の認証を行わないことがある
 - ⑧ 認証マークを貼付けした農産物の出荷、販売が終了したときは、終了した日から30日以内に、別紙様式第16号により出荷・販売実績書を農林事務所長を経由して知事に提出すること
 - ⑨ 残留農薬の分析に供する農産物の提供を求められた場合は、協力するものとする
ただし、提供する農産物は無償とする
 - ⑩ 消費者、流通業者等に対して、特別栽培農産物の生産過程等に関する情報等を積極的に提供するように努めること

2 とう精及び製茶を行う者

(1) 要件

特別栽培農産物（精米または仕上げ茶）の認証を受けようとするとう精及び製茶を行う者（以下、「とう精等業者」という）は、特別栽培農産物の認証を受けた玄米または荒茶を消費者に販売するため、県内の施設で、とう精または製茶し、袋詰めを行う者とする。

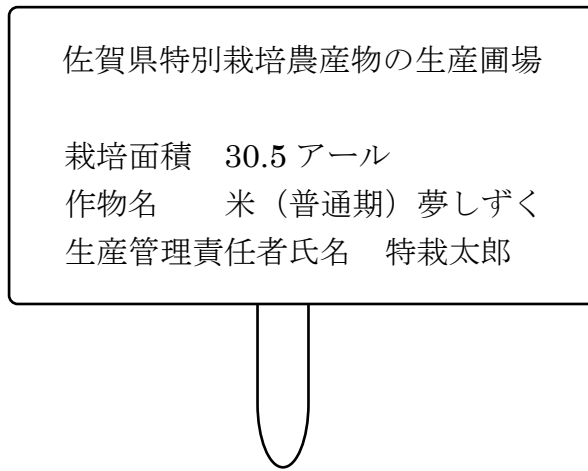
ただし、精米については、県外の施設で行う県外のとう精業者についても認証申請ができるものとする。

(2) 責務

とう精等業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 特別栽培農産物の認証を受けた玄米または荒茶と他の方法で生産された玄米または荒茶を混合することなく明確に区別し、とう精または製茶及び袋詰めを行うこと
- ② とう精または製茶及び袋詰めについて責任を負うとう精責任者または製茶責任者を置くこと
ただし、とう精等業者が兼ねることができるものとする。
- ③ 認証された玄米または荒茶の購入状況、とう精または製茶状況及び袋詰め状況を記録した帳簿（とう精（製茶）計画書への実績記録でも可）を作成するとともに、出荷（販売）実績及び認証シールの使用実績を記録すること
なお、現地確認等で提出を求められた場合は提出すること
- ④ とう精または製茶前の適当な時期に、農林事務所長（県外とう精にあっては園芸課長）に現地確認及び審査を依頼し、現地確認審査チームによる現地確認及び審査を受けること
ただし、別紙様式第6号による審査連絡はとう精または製茶のおおむね1ヶ月前までに行うものとする
- ⑤ 認証マークを貼付した農産物の出荷が終了したときは、出荷が終了した日から30日以内に、別紙様式第9号により実績報告書を農林事務所長（県外とう精にあっては園芸課長）を経由して知事に提出すること
その際は、とう精責任者または製茶責任者の確認を受けること
なお、実績報告書の提出がない場合、次回の認証を行わないことがある

図1 ほ場に設置する「看板」の記載例



生産管理責任者の要件及び責務

(1) 要件

生産管理責任者は、次に掲げる要件を満たしていること。

- ① 農業生産に従事した経験が3年以上あること。または、農業生産に関する指導若しくは試験研究に1年以上従事した経験を有すること
- ② 県が開催する生産管理責任者講習会を受講した者、または当該農産物の生産を開始する前までに受講することが確実である者
なお、受講してから3年が経過した者は、その年度の末日時点で未受講とみなし、改めて受講しなければならない

<生産管理責任者講習会の内容>

- ・ 特別栽培農産物などの表示のルール
- ・ 生産管理責任者の責務
- ・ 肥料及び農薬の適正使用方法
- ・ その他必要な事項

(2) 責務

生産管理責任者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 生産農家等が「栽培管理計画書」を作成するときは、自らも作成に参画し、その記載内容について責任を負うこと
- ② 生産管理責任者は、当該作物の栽培期間中は栽培ほ場等に赴き、栽培ほ場の状況、栽培管理記録簿（栽培管理計画書への実績記録でも可）の記載状況、収穫状況等を複数回確認し、疑義があれば調査を行うとともに、必要があれば改善指導を行うものとする。なお、その結果、認証要件に該当しないと判断した場合は、直ちに農林事務所へ報告しなければならない
- ③ 生産農家等から「栽培管理実績書」の提出を受けたときは、その記載内容について確認し、適正であると判断した場合は、実績報告書に確認の年月日及び氏名を付記するものとし、疑義があれば調査し、必要があれば改善指導を行うものとする
- ④ 現地確認審査チームが生産農家等に対する指導や現地確認等の内容を記録した、別紙様式第10号に定める「生産管理指導記録報告書」及び生産農家の「栽培管理実績書」を求める場合は速やかに提出すること
- ⑤ 生産農家等が「出荷・販売計画書」および「出荷・販売実績書」を作成するときは、その記載内容について確認し、適正であると判断した場合は、氏名を付記すること。
- ⑥ 生産管理責任者がその責務を十分に果たさなかったことにより、認証に係る問題が発生した場合には、生産管理責任者が、その責を負うものとする
- ⑦ その他必要と認める事項

化学合成農薬使用回数及び化学肥料使用量の基準

【共通事項】

1 土づくり及び施肥

- (1) 化学肥料とは、肥料取締法（昭和25年法律第127号）第2条第1項の肥料のうち化学合成されたものをいう。
- (2) 家畜排泄物や稲わら、麦わらなどの有機物の有効活用による土づくりを行い、当該ほ場の生産力の維持・増進を図ること。
- (3) 肥料及び土壌改良資材の使用は、土壌診断に基づき使用するよう努めること。

2 防除

- (1) 化学合成農薬とは、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項の農薬うち、日本農林規格等に関する法律施行令第17条第1号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（平成12年7月14日農林水産省告示第1005号）の一に掲げる農薬を除く、化学合成されたものをいう。なお、上述する農薬には、農薬取締法第2条第2項に規定する天敵及び第3条第1項に規定する特定農薬を含まない。
- (2) 農薬を使用する場合は、農薬取締法に基づく農薬使用規準を遵守するとともに、県が作成した「病害虫防除・雑草防除のてびき」を参考に、より安全な普通物の使用に努めること。

【基準の利用に当たっての基本的事項】

1 施肥関係

- (1) 化学肥料の使用量は、栽培期間中に使用した化学肥料の窒素成分の総使用量が基準値以下であること。ただし、『化学肥料使用せず』として認証を受ける場合は、窒素以外の成分についても化学肥料の使用はできない。なお、この基準において、栽培期間中とは下記のとおりとする。
 - 1) 一年生作物の場合：前作の収穫後から、当該作の収穫・調製までとし、ほ場管理、種子調製、育苗の期間を含む。ただし、いちごは、ランナーを切り離した時点を育苗の開始とする。
 - 2) 永年生作物の場合：前年の収穫後から当該年の収穫・調製までの期間とする。ただし、年間複数回の収穫機会がある茶については、前年の最終収穫後から当該年の最終収穫・調製までの期間とする。
- (2) 化学肥料の使用量の計算に当たっては、当該肥料の窒素保証成分量で算定する。
- (3) 有機質肥料と化学肥料を混合したもの（有機配合肥料など）については、化学肥料由来の窒素保証成分量で算定する。
- (4) 栽培に使用する各種資材は、化学肥料成分の含有量を明確にするため、原材料・製造方法が明らかかなものに限るものとする。なお、成分などが表示されていない資材を使用する場合は、製造者等から資材の化学肥料成分の含有量や原材料・製造方法等の証明を得るものとする。
- (5) 堆肥を施用する場合、その堆肥に化学肥料を添加した時は、当該化学肥料由来の窒素保証成分量も算定する。

2 防除関係

- (1) 化学合成農薬の使用回数は、栽培期間中に使用したカウント対象とする農薬の有効成分の延べ回数が基準値以下であること。
- (2) カウント対象とする農薬は、有機農産物の日本農林規格の別表2に掲げる農薬を除くものとする。
 - 1) 使用回数のカウント方法は、次のとおりとする。
 - ・栽培期間中、同じ農薬を何回か使用した場合は、その回数をカウントする。
 - ・複数の有効成分を含む農薬や、複数の農薬を混用して使用する場合は、それに含まれている有効成分毎にそれぞれを1回としてカウントし合計する。
 - 2) 植物成長調整剤はカウントの対象とし、着果促進剤などの植物成長調整剤で使用方法が局所的であり、その局所に重複せずに使用するものは、栽培期間を通じて1回とする。

- 3) 非散布型農薬はカウントの対象とし、展張期間を通じて1回とする。
 (3) 展着剤は補助剤として扱われるため、カウント対象外とする。

1. 穀類の部

対象農産物		化学合成農薬 使用回数(成 分回数)	化学肥料使用量 (窒素成分 kg/10a)	適用品種	適用地域
品目名	作型等				
米	早期	9	3.5	コシヒカリ等	県内全域
	普通期	11	5.5	ヒヨクモチ・ ヒノヒカリ等	県内全域
麦類	小麦	4	7.0	シロガネコム ギ等	県内全域
	大麦	4	5.0	あまぎ二条等	県内全域
大豆	秋大豆	5	0.0	フクユタカ・ むらゆたか等	県内全域

- 注1) 麦の後作として水稻を栽培する場合において、すき込んだ麦わらの分解促進のために施用する窒素成分(化学肥料由来)については、原則として麦わらのすき込み開始後3年間に限り、窒素成分2.5kg/10aを上限にカウントの対象から除くことができるものとする。ただし、『化学肥料使用せず』(認証分類A及びC)として認証を受ける場合には、この項の適用はできないものとする。
 注2) 水稻については、「椿油かす」(茶実を原料にするものを含む)は、使用できないものとする。

2. 野菜の部

対象農産物		化学合成農薬 使用回数 (成分回数)	化学肥料使用量 (窒素成分 kg/10a)	適用品種	適用地域	
品目名	作型等					
いちご	促成	土耕	23	12.5	全品種	県内全域
		高設	23	17.5	全品種	県内全域
なす	促成	30	35.0	全品種	県内全域	
	夏秋	21	21.0	全品種	県内全域	
きゅうり	促成	短期	17	21.0	全品種	県内全域
		長期	32	27.5	全品種	県内全域
	抑制	15	15.5	全品種	県内全域	
	半促成	短期	16	17.5	全品種	県内全域
		長期	18	20.0	全品種	県内全域
	夏秋	短期	15	20.0	全品種	県内全域
長期		26	20.0	全品種	県内全域	
丸トマト	促成	30	19.5	全品種	県内全域	
	抑制	19	12.5	全品種	県内全域	
	夏秋	21	16.0	全品種	県内全域	
ミニトマト	促成	30	19.5	全品種	県内全域	
	抑制	19	14.0	全品種	県内全域	
	夏秋	19	19.5	全品種	県内全域	
メロン	抑制	5	4.0	全品種	県内全域	
	半促成	7	7.5	全品種	県内全域	
野菜ウリ	半促成	6	7.5	全品種	県内全域	
こねぎ	周年	1作当たり3	1作当たり5.0	全品種	県内全域	
葉ねぎ	露地	春どり 夏どり	1作当たり6	1作当たり12.5	全品種	県内全域

	露地 秋冬どり	1 作当たり 5	1 作当たり 12.5	全品種	県内全域	
アスパラガス	長期どり半促成 (2年生以降)	10	25.0	全品種	県内全域	
はくさい	秋冬どり	3	15.0	全品種	県内全域	
	春どり (トンネル)	5	15.0	全品種	県内全域	
キャベツ	秋どり	6	12.5	全品種	県内全域	
	冬どり	4	15.5	全品種	県内全域	
	春どり	7	8.0	全品種	県内全域	
レタス	秋どり	6	10.0	全品種	県内全域	
	冬どり	5	9.0	全品種	県内全域	
	春どり	6	10.0	全品種	県内全域	
チンゲンサイ	周年	1 作当たり 3	1 作当たり 5.0	全品種	県内全域	
こまつな	周年・雨よけ	1 作当たり 4	1 作当たり 3.5	全品種	県内全域	
ほうれんそう	雨よけ	夏秋	1 作当たり 3	1 作当たり 7.5	全品種	県内全域
		冬春	1 作当たり 2	1 作当たり 7.5	全品種	県内全域
	露地	夏秋	1 作当たり 3	1 作当たり 10.0	全品種	県内全域
		冬春	1 作当たり 2	1 作当たり 10.0	全品種	県内全域
たまねぎ	トンネル	7	10.0	全品種	県内全域	
	早生	11	10.0	全品種	県内全域	
	中晩生	14	12.5	全品種	県内全域	
	冬どり	13	7.5	全品種	県内全域	
えんどう	夏まき露地	7	3.0	全品種	県内全域	
そらまめ	秋まき	3	3.5	全品種	県内全域	
いんげん	ハウス抑制	5	10.0	全品種	県内全域	
	露地 (平坦部)	4	10.0	全品種	県内全域	
	夏秋 (中山間)	11	10.0	全品種	県内全域	
ピーマン	夏秋 (中山間)	14	20.0	全品種	県内全域	
ブロッコリー	冬春どり	7	12.5	全品種	県内全域	
にら	ハウス	1 年目	9	17.5	全品種	県内全域
		2 年目	6	17.5	全品種	県内全域
	雨よけ	1 年目	9	17.5	全品種	県内全域
		2 年目	3	17.5	全品種	県内全域
れんこん	ハウス促成	2	8.5	全品種	県内全域	
	普通	2	17.5	全品種	県内全域	
かんしょ	早掘り	2	2.5	全品種	県内全域	
	普通	3	2.5	全品種	県内全域	
ばれいしょ	冬作・春作	4	9.0	全品種	県内全域	
	秋作	5	10.0	全品種	県内全域	
根深ねぎ	秋冬どり	5	12.5	全品種	県内全域	
	春どり	6	12.5	全品種	県内全域	
わけぎ	周年	1 作当たり 3	1 作当たり 10.0	全品種	県内全域	
すいか	ハウス	8	10.0	全品種	県内全域	
	露地	7	10.0	全品種	県内全域	
かぼちゃ	普通	10	9.5	全品種	県内全域	
にがうり	ハウス	9	18.0	全品種	県内全域	
	露地	8	18.0	全品種	県内全域	
にんにく	普通 (黒マルチ)	4	11.0	全品種	県内全域	
しょうが	普通	6	15.0	全品種	県内全域	

さといも	普通（黒マルチ）	3	12.5	全品種	県内全域
スイートコーン	普通（黒マルチ）	4	16.0	全品種	県内全域
ダイコン	秋まき冬どり	4	10.0	全品種	県内全域
かぶ	秋まき冬どり	3	7.0	全品種	県内全域
にんじん	秋まき冬どり	4	11.0	全品種	県内全域
ペピーナ（たかな、こまつな、ワット、ピーナ）	周年	1作当たり1	1作当たり2.5	全品種	県内全域
たかな	秋まき	3	15.0	全品種	県内全域
やまのいも（じねんじょ）	露地	5	15.0	全品種	県内全域
しそ	ハウス（年1作どり）	17	32.5	全品種	県内全域
	ハウス（年2作どり）	1作当たり10	1作当たり21.0	全品種	県内全域
ミズナ	周年（施設・雨よけ）	1作当たり4	1作当たり4.5	全品種	県内全域
	冬どり（露地）	3	10.0	全品種	県内全域
しゅんぎく	雨よけ 冬春どり（一斉収穫）	1作当たり4	1作当たり7.5	全品種	県内全域

注3） れんこんについては、「椿油かす」（茶実を原料にするものを含む）は、使用できないものとする。

注4） きゅうり夏秋（長期）は、定植時期が4/上～6/下頃で、収穫期間が4ヶ月以上の長期収穫型を示す。

注5） きゅうり半促成（短期）は、栽培期間2月～6月（目安）、収穫期間3ヶ月以内の作型を示し、それ以上の収穫期間の場合は、長期とする。

注6） きゅうり夏秋（短期）は、平坦地域で栽培期間6月～11月（目安）、収穫期間4ヶ月以内の作型を示す。なお、きゅうり夏秋（長期）は、中山間地域での栽培とする。

3. 果実の部

対象農産物		化学合成農薬 使用回数 (成分回数)	化学肥料使用量 (窒素成分 kg/10a)	適用品種	適用地域	
品目名	作型等					
温州みかん	露地	極早生	8	10.0	全品種	県内全域
		早生	8	10.0	全品種	県内全域
		普通	8	12.0	全品種	県内全域
ハウスみかん	超早期加温型	7	6.0	全品種	県内全域	
	早期加温型	7	7.0	全品種	県内全域	
	後期加温型	7	9.0	全品種	県内全域	
中晩生柑きつ	露地	6	15.0	全品種	県内全域	
	ハウス	7	15.0	全品種	県内全域	
日本なし	露地・トンネル	17	15.0	全品種	県内全域	
	ハウス	11	15.0	全品種	県内全域	
ぶどう	露地	7	4.0	全品種	県内全域	
	ハウス	6	4.0	全品種	県内全域	
かき		6	10.0	全品種	県内全域	
モモ	露地	10	5.0	全品種	県内全域	
	ハウス	7	5.0	全品種	県内全域	
スモモ	露地	6	7.0	全品種	県内全域	
	ハウス	4	7.0	全品種	県内全域	
うめ		6	6.0	全品種	県内全域	
くり		2	6.0	全品種	県内全域	
びわ		2	10.0	全品種	県内全域	

キウイフルーツ		5	10.0	全品種	県内全域
イチジク		5	6.0	全品種	県内全域
キンカン	ハウス	8	15.0	全品種	県内全域
マンゴー	ハウス	6	9.5	全品種	県内全域
レモン	露地	8	15.0	全品種	県内全域
	ハウス	7	15.0	全品種	県内全域
ライム	露地	8	15.0	全品種	県内全域
ユズ	露地	7	15.0	全品種	県内全域
キノス	露地	7	15.0	全品種	県内全域
ブルーベリー	露地	3	4.5	全品種	県内全域

注7) ハウスみかんの超早期加温型は4～6月出荷、早期加温型は6月下旬～8月中旬出荷、後期加温型は8月下旬以降出荷を指す。

4. 特用作物の部

対象作物		化学合成農薬 使用回数 (成分回数)	化学肥料使用量 (窒素成分 kg/10a)	適用品種	適用地域
品目名	作型等				
茶		7	25.0	全品種	県内全域

【県慣行レベルの追加設定及び検証・見直しの手続きについて】

1. 追加設定手続き

- (1) 農林事務所農業改良普及センターは、県慣行レベルの追加設定を要望する生産者等がある場合は、品目及び作型を明らかにしたうえで、別紙様式第11号により、原則として毎年8月末までに、園芸課へ報告する。
- (2) 園芸課は、農業技術防除センターや九州農政局等と調整し、次の項目を検討したうえで、要望品目及び作型の県慣行レベルの策定の可否を決定する。
 - ① 既存の品目及び作型では、栽培実態にあわないなど適用することができず、新たな設定が必要であるもの
 - ② 設定した品目及び作型により、特別栽培農産物認証制度の取組要望があるもの
 - ③ 同じ品目及び作型での栽培が、県内に3事例以上あること
 - ④ 県内、他の都道府県及び種苗メーカー等から、計5事例以上の栽培管理体系等に関する資料等が入手でき、一般的な栽培方法が判断できること

※ 県慣行レベルは、商品名でなく正式な作物名で設定を行う必要がある(登録農薬の適正使用のため)
- (3) 園芸課は、農業技術防除センターと協議のうえ、現地の実態調査を行う産地(3事例以上)を選定し、該当する農林事務所農業改良普及センターに別紙様式第12号により照会する。
- (4) 農林事務所農業改良普及センターは、別紙様式第12号により産地の実態調査を行い、園芸課に報告する。実態調査は現地での栽培歴等を基本とするが、栽培歴等がない場合は、農家の聞き取り調査を行う。
- (5) 園芸課は、施肥防除のてびき、他都道府県の慣行レベル等を参考にしながら、実態調査の結果について検討し、県慣行レベル(案)を作成する。
また、必要に応じ、農業技術防除センター、農業関係試験研究機関及び農林事務所農業改良普及センター等で構成する検討会を開催する。

2. 検証・見直し手続き

- (1) 農林事務所農業改良普及センターは、県慣行レベルが設定されている既存の品目及び作型において、産地での慣行レベルが変化している場合は、別紙様式第13号により、原則として8月末までに園芸課に報告する。

- (2) 園芸課は、農業技術防除センターと調整し、慣行レベルの検証・見直しを行う作物及び作型を決定する。
- (3) 園芸課は、農業技術防除センターと協議のうえ、現地の実態調査を行う産地（3事例以上）を選定し、該当する農林事務所農業改良普及センターに別紙様式第12号により照会する。
- (4) 農林事務所農業改良普及センターは、別紙様式第12号により産地の実態調査を行い、園芸課に報告する。実態調査は現地の栽培歴等を基本とするが、栽培歴等がない場合は、農家の聞き取り調査を行う。
- (5) 園芸課は、施肥防除のてびき、他都道府県の慣行レベル等を参考にしながら、実態調査の結果について次の項目を検討し、県慣行レベルを作成する。
また、必要に応じ、農業技術防除センター、農業関係試験研究機関及び農林事務所農業改良普及センター等で構成する検討会を開催する。
 - ① 慣行レベルの変化の傾向が県内の品目及び作型で見られており、一部の産地だけの変化ではないこと
 - ② 特に、回数等が増加する場合、栽培方法の変更や新たな難防除害虫の発生など、客観的に説明できる理由があること
 - ③ 新技術や病虫害発生低減装置等の普及など、回数等の減少分も踏まえること

3. 慣行レベルの策定・公表

園芸課は、特別栽培農産物認証要領の一部改正を行い、生産管理責任者講習会やホームページ等を用い、生産者等に周知する。

別記 4

認証区分の分類

認証区分	分類名略号	化学合成農薬や化学肥料の使用の低減状況
特別栽培農産物	A	前作の収穫後から当該農産物の収穫までの期間において、化学合成農薬及び化学肥料を使用しない栽培方法により生産された農産物
	B	前作の収穫後から当該農産物の収穫までの期間において、化学合成農薬を使用せず、かつ化学肥料の使用量が当該地域の同作期において慣行的に行われている使用量（窒素成分）の5割以下で生産された農産物
	C	前作の収穫後から当該農産物の収穫までの期間において、化学肥料を使用せず、かつ化学合成農薬の使用回数が当該地域の同作期において慣行的に行われている使用回数の5割以下で生産された農産物
	D	前作の収穫後から当該農産物の収穫までの期間において、化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の使用量が当該地域の同作期において慣行的に行われている使用回数及び使用量（窒素成分）の5割以下で生産された農産物

別記5

現地確認審査チーム規約（参考）

（趣 旨）

第1 現地確認審査チームは、佐賀県特別栽培農産物認証要綱第5条に基づき、特別栽培農産物の認証に必要な現地確認及び審査等を行うために、農林事務所長が設置する。

（業 務）

第2 現地確認審査チームは、次の業務を行うものとする。

- （1）現地確認
- （2）認証の適否の審査
- （3）立入調査
- （4）その他、必要と認める事項

2 現地確認審査チームは農林事務所長が招集するものとし、必要に応じ、随時、現地確認及び審査等を行うものとする。

3 現地確認及び審査等を行う者は、業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（組 織）

第3 現地確認審査チームは、次に掲げる者の中から農林事務所長が選任する者をもって構成する。

- （1）農業団体職員
- （2）市町職員
- （3）農林事務所職員
- （4）その他、農林事務所長が特に必要と認める者

（事務局）

第4 現地確認審査チームの事務局は、農林事務所農政課に置くものとする。

（その他）

第5 この規約に定めるもののほか、必要な事項は農林事務所長が別に定めるものとする。

附 則 この規約は、〇〇年〇月〇日から施行する。

別記6

県外とう精に係る現地確認審査チーム規約

(趣 旨)

第1 県外とう精に係る現地確認審査チームは、佐賀県特別栽培農産物認証要綱第5条に基づき、県外とう精の認証に必要な現地確認及び審査等を行うため、県農林水産部園芸課長が設置する。

(業 務)

第2 県外とう精に係る現地確認審査チームは、次の業務を行うものとする。

- (1) 現地確認
- (2) 認証の適否の審査
- (3) 立入調査
- (4) その他、必要と認める事項

2 県外とう精に係る現地確認審査チームは園芸課長が招集するものとし、必要に応じ、随時、現地確認及び審査等を行うものとする。

3 現地確認及び審査等を行う者は、業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(組 織)

第3 県外とう精に係る現地確認審査チームは、次に掲げる者の中から園芸課長が選任する者をもって構成する。

- (1) 農業団体職員（佐賀県農業協同組合）
- (2) 県職員（流通・貿易課、農産課、園芸課、農業技術防除センター）
- (3) その他、園芸課長が特に必要と認める者

(事務局)

第4 県外とう精に係る現地確認審査チームの事務局は、県農林水産部園芸課に置くものとする。

(その他)

第5 この規約に定めるもののほか、必要な事項は園芸課長が別に定めるものとする。

附 則 この規約は、平成24年1月1日から施行する。

附 則 この規約は、令和2年3月31日から施行する。

別記7

申請時期の目安

対象農産物の申請時期の目安を下表のとおりとするので、この時期を目安に申請するものとする。
なお、地域により栽培体系が異なる場合は、当該地域の栽培体系に合わせて申請するものとする。

1. 野菜の部

対象農産物		適用品種	申請月	
品目名	作型等			
いちご	促成	土耕	全品種	7月
		高設	全品種	7月
なす	促成		全品種	7月
	夏秋		全品種	2月
きゅうり	促成	短期	全品種	7月
		長期	全品種	7月
	抑制		全品種	5月
	半促成	短期	全品種	10月
		長期	全品種	10月
	夏秋	短期	全品種	4月
長期		全品種	4月	
丸トマト	促成		全品種	7月
	抑制		全品種	5月
	夏秋		全品種	4月
ミニトマト	促成		全品種	7月
	抑制		全品種	5月
	夏秋		全品種	4月
メロン	抑制		全品種	7月
	半促成		全品種	10月
野菜ウリ	半促成		全品種	2月
こねぎ	周年		全品種	5月
葉ねぎ	露地	春どり	全品種	10月
		夏どり	全品種	2月
	露地	秋冬どり	全品種	5月
アスパラガス	長期どり半促成		全品種	収穫前年10月
はくさい	秋冬どり		全品種	7月
	春どり（トンネル）		全品種	10月
キャベツ	秋どり		全品種	7月
	冬どり		全品種	7月
	春どり		全品種	10月
レタス	秋どり		全品種	7月
	冬どり		全品種	7月
	春どり		全品種	10月
チンゲンサイ	周年		全品種	7月
こまつな	周年		全品種	7月
ほうれんそう	雨よけ	夏秋	全品種	2月
		冬春	全品種	10月
	露地	夏秋	全品種	2月
		冬春	全品種	10月

たまねぎ	トンネル		全品種	7月
	早生		全品種	7月
	中晩生		全品種	7月
	冬どり		全品種	7月
えんどう	夏まき露地		全品種	5月
そらまめ	秋まき		全品種	7月
いんげん	ハウス抑制		全品種	7月
	露地（平坦部）		全品種	2月
	夏秋（中山間）		全品種	4月
ピーマン	夏秋（中山間）		全品種	2月
ブロッコリー	冬春どり		全品種	7月
にら	ハウス		全品種	4月
	雨よけ		全品種	2月
れんこん	ハウス促成		全品種	2月
	普通		全品種	2月
かんしょ	早掘り		全品種	2月
	普通		全品種	4月
ばれいしょ	冬作・春作		全品種	10月
	秋作		全品種	7月
根深ねぎ	秋冬どり		全品種	4月
	春どり		全品種	10月
わけぎ	周年		全品種	2月
すいか	ハウス		全品種	10月
	露地		全品種	4月
かぼちゃ	普通		全品種	4月
にがうり	ハウス		全品種	2月
	露地		全品種	4月
にんにく	普通（黒マルチ）		全品種	7月
しょうが	普通		全品種	2月
さといも	普通（黒マルチ）		全品種	2月
スイートコーン	普通（黒マルチ）		全品種	2月
ダイコン	秋まき冬どり		全品種	7月
かぶ	秋まき冬どり		全品種	7月
にんじん	秋まき冬どり		全品種	7月
ベビーリーフ	周年			2月
たかな	秋まき		全品種	7月
やまのいも（じねんじょ）	露地		全品種	2月
しそ	ハウス（年1作どり）		全品種	2月
	ハウス（年2作どり）		全品種	2月
ミズナ	周年（施設・雨よけ）		全品種	2月
	冬どり（露地）		全品種	7月
しゅんぎく	雨よけ	冬春どり（一斉収穫）	全品種	7月

2. 果実の部

対象農産物		適用品種	申請月	
品目名	作型等			
温州みかん	露地	極早生	全品種	7月
		早生	全品種	7月
		普通	全品種	7月
ハウスみかん	超早期加温型		全品種	2月
	早期加温型		全品種	4月
	後期加温型		全品種	7月
中晩生柑きつ	露地		全品種	10月
	ハウス		全品種	10月
日本なし	露地・トンネル		全品種	7月
	ハウス		全品種	5月
ぶどう	露地		全品種	7月
	ハウス		全品種	5月
かき			全品種	7月
モモ	露地		全品種	5月
	ハウス		全品種	4月
スモモ	露地		全品種	4月
	ハウス		全品種	4月
うめ			全品種	4月
くり			全品種	7月
びわ			全品種	4月
キウイフルーツ			全品種	7月
イチジク			全品種	7月
キンカン	ハウス		全品種	10月
マンゴー	ハウス		全品種	4月
レモン			全品種	7月
ライム			全品種	7月
ユズ			全品種	7月
キノス			全品種	7月
ブルーベリー			全品種	4月

注) 申請は前作の収穫終了1か月前までとする。

3. 特用作物の部

対象農産物		適用品種	申請月
品目名	作型等		
茶		全品種	収穫前年7月

注) 申請は前作の収穫終了1か月前までとする。

現地確認及び審査を行う対象の抽出方法等について

○ 農産物の現地確認及び審査方法

(1) 新規申請の場合（継続申請で前回の認証から1年以上認証を中断した場合を含む）

全ての申請について現地確認及び審査を行う。

なお、団体申請の場合は、その団体の構成農家の1/3以上（ただし、抽出農家数は10戸を上限とする。）を無作為に抽出し、現地確認及び審査を行う。

(2) 継続申請の場合、下記のとおり現地確認及び審査を行う。

① 団体申請の場合

確認の方法は次のとおりとする。

ア) 新規申請を除く申請団体は、その団体の構成農家の1/3以上（ただし、抽出農家数は10戸を上限とする。）を無作為に抽出し、原則として3年に1回現地確認及び審査を行うこととする。

なお、現地確認の実施年から数えて3年目までは、現地確認の対象としないことができる。

イ) ア)で選定した以外の団体については、別紙様式第10号の「生産管理指導記録報告書」により、その内容を審査することとする。なお、生産管理責任者は収穫のおおむね2週間前までに「生産管理指導記録報告書」を提出するものとする。

ただし、この場合であっても、必要に応じて現地確認を行うことができるものとする。

② 個人申請の場合

確認の方法は次のとおりとする。

ア) 新規申請を除く申請者は、原則として3年に1回現地確認及び審査を行うこととする。

なお、現地確認の実施年から数えて3年目までは、現地確認の対象としないことができる。

イ) ア)で選定した以外の申請者については、別紙様式第10号の「生産管理指導記録報告書」により、その内容を審査することとする。なお、生産管理責任者は収穫のおおむね2週間前までに「生産管理指導記録報告書」を提出するものとする。

ただし、この場合であっても、必要に応じて現地確認を行うことができるものとする。

(3) 団体申請の抽出による現地確認で認証基準に合わない事例があった場合の対応

抽出した農家で、認証基準に合わない事例が1か所でもあった場合は、原則として、その団体申請全てを認証しない。

ただし、生産管理責任者がその原因を明らかにし、その団体申請に属する農家の全てについて確認を行い、その確認結果を改めて現地確認審査チームで審査し、認証基準に適合することが認められる場合は、認証基準に合わない農家を除き、認証することができる。

また、認証基準に合わない事例があった申請者が、次年度以降に認証申請を行う場合は、認証申請書に「改善計画」を添付させることとし、団体申請の抽出確認とは別に、現地確認及び審査を行うものとする。

○ 精米及び仕上げ茶の現地確認及び審査方法

(1) 新規申請の場合（継続申請で前回の認証から1年以上認証を中断した場合を含む）

全ての認証申請について現地確認及び審査を行う。

(2) 継続申請の場合

製造工程等に変更がない場合に限り、新規申請から数えて2年目は現地確認を行わないこととし、新規申請から数えて3年目以降は、2年おきに現地確認及び審査を行うこととする。

現地確認を行わない年にあつては、別紙様式第14号に定める「精米・仕上げ茶の製造工程に係る報告書」により、その内容を審査することとする。なお、申請者はとう精または製茶開始のおおむね2週間前までに「精米・仕上げ茶の製造工程に係る報告書」を提出するものとする。

ただし、この場合であっても、必要に応じて現地確認を行うことができるものとする。

佐賀県特別栽培農産物認証マークの規格



①基本サイズ(大)
【縦60mm×横140mm】



②基本サイズ(中)
【縦30mm×横70mm】



③基本サイズ(小)
【縦15mm×横35mm】



1. 認証マーク作成上の注意

- (1) 認証マークを作成する場合、大きさは自由とするが、基本サイズの(小)より小さいものは作成してはならない。
- (2) マークの形、縦・横の比率、デザイン、色は変更できない。
- (3) 記載事項は省略してはならない。
- (4) 認証者は認証マークの作製数、使用数を記録し保管すること。
- (5) 認証マークの作成は、認証数を限度とし、認証取消などに備え、一度に大量に作成しないようにすること。

2. 認証マークをシール及び包装資材等へ印刷する場合の注意事項

- (1) 認証取消等でその印刷した包装容器等が使用できない場合が生じたときに、その後の出荷・販売に支障がないように予備容器の準備等の対策を事前に講じておく。
- (2) 病害虫の発生等により認証の取消がある場合等のリスクを十分承知し、分割して作成するなどの対応を図る。また、認証マークのデザインや認証区分等の改正・変更などがあり得ること等にも配慮する。
- (3) 結束テープへの印刷、ハンコ等による押印及びコピーやパソコンによる自己製作は、客観的な数量管理ができないので原則として認めない。

佐賀県特別栽培農産物認証マークの種類

分類：A 化学合成農薬と化学肥料を使用しない農産物

分類：B 化学合成農薬を使用せず化学肥料を慣行の5割以上低減した農産物



分類：C 化学合成農薬を慣行の5割以上低減し化学肥料を使用しない農産物

分類：D 化学合成農薬と化学肥料を慣行の5割以上低減した農産物

